

令和元年5月17日
児童相談所設置準備担当課

児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組みについて

1 経緯

平成28年に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、区が児童相談所を設置することができるようになりました。

全国の児童虐待件数は年々増え続け、また複雑で深刻な事案も増えており、多くの子ども達が苦しんでいる状況があります。こうした子ども達への支援は、その生活が営まれている身近な地域で対応していくことが必要であり、特に児童虐待防止対策は、子どもの命に係わる極めて重要な問題と認識しています。

そこで、本区においても、これまで以上に機動力を持って、よりきめ細やかに対応していくため、令和5年度（2023年度）を目標に児童相談所を設置することとし、開設に向けて準備を進めることとしました。

2 建設候補地

- (1) 所在地 葛飾区立石二丁目
- (2) 面積 約2,000㎡
- (3) 箇所 裏面参照

3 スケジュール（予定）

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	計画・設計		工	事	
地域等への説明					

※現時点での見込みであり、今後の検討状況等によっては、変更する場合があります。

4 厚生労働省及び東京都の主な動向

- (1) 厚生労働省（平成31年3月19日第198回国会（常会）提出法律案）
児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護や児童相談所の体制強化・設置促進、関係機関間の連携強化を中心とする児童福祉法等の一部を改正する法律案が示されました。

- (2) 東京都

社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が、平成31年4月から施行されました。

箇所図

